岡山大学教育推進機構教師教育開発センター紀要に関する要項

（令和７年８月６日
教育推進機構長裁定）

（趣旨）

第１条　この要項は、岡山大学教育推進機構教師教育開発センター規程（令和７年岡大教機規程第３号）第１３条の規定に基づき、岡山大学教育推進機構教師教育開発センター（以下「センター」という。）における紀要の刊行に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第２条　紀要の名称は、「岡山大学教育推進機構教師教育開発センター紀要」（以下「紀要」という。）とする。

（内容）

第３条　紀要に掲載する内容は、主として教師教育（教員養成教育、現職教育）及び教育実践に関する実践的・理論的研究とする。

２　執筆区分は、次の各号に掲げるとおりとし、未発表のものに限る。ただし、学会等で口頭発表されたものは、この限りではない。

一　研究論文

二　実践報告

三　研究ノート

四　資料等

（発行）

第４条　紀要の発行は、原則として、年１回とする。

（紀要編集委員会）

第５条　紀要の編集のために、紀要編集委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

２　委員会は、専らセンターを担当する教員をもって構成する。

３　委員会は、原稿の掲載、執筆区分、掲載順序及び体裁等の決定に係る業務を行う。

４　その他、委員会について必要な事項は、別に定める。

（投稿資格者）

第６条　紀要に投稿することができるのは、次の各号に掲げる者とする。

一　岡山大学（以下「本学」という。）に所属する教員（附属学校園の教員を含む。以下「本学教員」という。）並びにその共同研究者

二　その他、委員会が認めた者

２　連名の場合、ファーストオーサーとなることができるのは、本学教員のほかに、本学及び兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科の大学院生（修了生を含む。）並びに本学の卒業生とする。

３　論文の投稿は、１人３編以下とし、ファーストオーサーは１編以下とする。

４　特別寄稿は、委員会が認めた者に限る。

（原稿執筆要領）
第７条　原稿執筆要領については、委員会にて別に定める。

（投稿原稿の提出）
第８条　投稿原稿の提出にあたっては、原稿執筆要領に従い、別に定める投稿原稿提出書を添付し、教育学系事務部（以下「事務部」という。）に提出する。
２　投稿原稿は、毎年１０月３１日（当日が土曜日又は日曜日の場合は翌勤務日）までに事務部に提出するものとする。

（校正）
第９条　校正は原則として二校までとし、執筆者の責任において行うものとする。校正刷は、事務部を通して受け取り、５日以内に校正を終え、事務部に返却する。校正に当たって原文の変更は認めない。

（著作権）
第１０条　紀要に掲載された論文の著作権（電子化・公開化することを含む。）はセンターに帰属する。ただし、論文の著者は、センターの許諾を得ずに、その掲載論文を他に転載できるものとする。その際、転載先には、当該論文が紀要に掲載されていることを明記することとする。
２　本文の一部や図・表・写真等を他の著作物から転載する場合、著作権に関わる法令上の手続きは、著者があらかじめ処理するものとする。それらについて問題が生じた場合は、その責は著者が負うものとする。

（その他）
第１１条　抜刷にかかる金額は、執筆者負担とする。

（雑則）
第１２条 この要項に定めるもののほか、紀要の刊行に関し、必要な事項は、委員会において決定する。

附　則
この要項は、令和７年８月６日から施行し、令和７年４月１日から適用する。